

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務

(2) 内容

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援に関する業務（詳細は別紙基本仕様書のとおり）

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成29年3月24日（金）まで

(4) 価格条件

委託料の上限は9,800,000円（消費税額等含む。）とする。

3 選定方法

事業者の選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、企画提案書等を提出した者を対象として、前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務委託予定事業者選定審査会が審査を行う。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次の応募要件を満たし、参加表明書等を提出した者に限る。

- (1) 鴨川市入札参加業者資格者名簿に登載された者であり、本件公告の日から契約締結までの間、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年鴨川市告示第10号）に基づく指名停止又は鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年鴨川市告示第167号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 千葉県又は近接する都県（東京都、茨城県、埼玉県及び神奈川県）に本社、支社、営業所等を有し、本市との打合せ等に支障がなく、緊密な連絡調整が可能な者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 平成23年4月1日から本件公告の日までに、日本国内の地方公共団体における同種の業務実績があること。

5 日 程

項目	期間（又は期日）
公告、実施要領等公表	9月16日（金）～9月28日（水）
質問の受付	9月16日（金）～9月28日（水）
質問への回答	9月29日（木）まで
参加表明の受付	9月16日（金）～9月28日（水）
企画提案書等の提出期間	9月23日（金）～10月12日（水）
参加事業者の選定（応募者多数の場合）	10月13日（木）
プレゼンテーション及び審査	10月19日（水）
審査結果通知	10月20日（木）発送
契約締結	委託予定事業者と協議が整い次第

※都合によりスケジュールが変更となる場合がある。変更となる場合は、参加事業者に連絡するものとする。

6 実施要領の閲覧

- (1) 閲覧期間 平成28年9月16日（金）～平成28年9月28日（水）
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (2) 閲覧場所 千葉県鴨川市横渚1450番地 鴨川市役所2階 観光課
※鴨川市ホームページからダウンロードすることもできる。
URL http://www.city.kamogawa.lg.jp/gyoseijoho/nyusatsu_keiyaku/

7 質 問

- (1) 質問書の提出
実施要領等の内容について、次のとおり質問を受け付ける。
- ア 提出方法
質問書（第7号様式）を作成の上、電子メール（件名：前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務質問書）により提出するものとする。
なお、電子メール以外の方法による質問には応じないものとし、また、審査に係る質問については応じないものとする。
- イ 提出先 鴨川市観光課（kanko@city.kamogawa.lg.jp）
ウ 提出期限 平成28年9月28日（水）午後5時（必着）
- (2) 質問への回答
平成28年9月29日（木）までに、原則として参加表明をした全事業者に電子メールにより回答する。

8 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ 会社概要書（第2号様式）及び会社パンフレット
- ウ 類似業務実績調書（第3号様式）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 平成28年9月28日（水）午後5時（必着）
- イ 提出場所 鴨川市観光課（鴨川市役所2階）
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 留意事項

- ア 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- ウ 提出された書類については変更できないものとし、プレゼンテーションへの参加の有無にかかわらず返却しない。
- エ 市から得た資料及び情報等の取扱いに注意するとともに、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- オ 提出された書類は、鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第6号）に基づき、情報公開の対象とする。
- カ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、プロポーザル参加辞退届（第4号様式）を平成28年10月12日（水）午後5時（必着）までに、持参又は郵送により鴨川市観光課へ提出すること（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式。正本は社印及び代表者印を押印のこと）
- イ 業務スケジュール（任意様式）
- ウ 業務実施体制調書（第5号様式）
- エ 見積書（第6号様式）及び明細書（見積りの詳細がわかるもの）

(2) 提出部数

- ア 正本 1部（社印及び代表者印を押印したもの）
- イ 副本 21部（正本の写し。提案者の名称及びそれを推測できるものは削除すること。印刷物等の場合で、これを消せないときは、マスキングするなど

して対応すること。)

ウ 提出書類のデータを記録した電子媒体（CD-R等） 1部

(3) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 平成28年10月12日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 鴨川市観光課（鴨川市役所2階）

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地 電話 04-7093-7837

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 企画提案書等作成に当たっての注意事項

ア 原則として基本仕様書に記載されている事項に対する提案内容について、すべて確認できること。

イ 基本仕様書を踏まえた上で、事業者独自の提案があれば、可能な限りその内容を記載すること。

ウ その他提案費用の範囲内で実施可能な提案があれば、それについても併せて記載すること。

エ 事前に「前原横渚海岸周辺の魅力づくり検討委員会」で取りまとめたアンケート調査の結果を踏まえること。

オ 鴨川市観光プラットフォーム推進協議会で策定した「鴨川市観光アクションプラン策定事業報告書」の内容を踏まえること。

(5) 留意事項

ア 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

イ 提案に関する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された書類については変更できないものとし、選定の如何にかかわらず返却しない。

エ 市から得た資料及び情報等の取扱いに注意するとともに、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

オ 提出された書類は、鴨川市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

カ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

キ 本要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

10 プレゼンテーション及び審査

(1) プレゼンテーション

ア 企画提案等の内容について、平成28年10月19日（水）にプレゼンテーションを実施するものとし、その時間及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーションは、提案者が、別に定める委託予定事業者選定審査会に対して行う。

ウ 提案者は、提出書類に基づき、企画提案及び実施体制等の内容に関するプ

プレゼンテーションを20分以内（時間の配分は、提案者の自由とする。）で実施するものとし、その後、質疑応答（20分）を行う。ただし、参加事業者の数により、時間を調整する場合がある。

エ プレゼンテーションの順番は、本市が企画提案書等を受け付けた順番とする。

オ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、プレゼンテーションに使用するパーソナルコンピューターその他については、プレゼンテーションを実施する事業者において準備するものとする。

(2) 審査

ア 審査方法

審査は、委託予定事業者選定審査会が、提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及び金額を客観的に評価し、審査する。

ただし、見積金額が委託料の上限額9,800,000円（消費税額等含む。）を超える場合は、審査から除外する。

イ 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
企画提案書の評価	的確性	業務の本質を捉え、本市の状況を踏まえた的確な提案となっているか。	60
	効果	提案内容に十分な効果を期待できるか。	
	独自性	本市にとって有益な独自提案が盛り込まれているか。	
	実現性	提案は実現可能なものか。	
事業者の評価	業務実施体制	業務を実施する体制がとれているか。	30
	プレゼンテーション能力	提案内容をわかりやすく説明し、的確な受け答えをしているか。	
金額	コスト	業務内容に見合った見積金額となっているか。	10

ウ 審査結果

(ア) 評価基準を踏まえて総合的に評価し、事業を最も適切に遂行できると判断される事業者を委託予定事業者として選定する。

ただし、委員全員の合計評価点が満点の6割に満たないときは、委託予定事業者として選定しない（参加事業者が1社である場合を含む。）。

(イ) 審査結果（委託予定事業者としての選定の有無）については、プレゼンテーションに参加したすべての事業者に通知する。

ただし、審査の経過及び結果についての問い合わせ又は異議等は一切受

け付けない。

11 契約に関する条件

選定された委託予定事業者と協議を行い、合意が得られた時点で随意契約により契約を締結する。

ただし、この協議が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

12 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、鴨川市個人情報保護条例（平成18年鴨川市条例第5号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 秘密の保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託してはならない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 瑕疵担保責任

本業務において、物件の引渡し後1年以内に仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

(5) 問い合わせ及び連絡等

この件に関する問い合わせは、すべて電子メールにて行う。

電子メールに資料添付をする場合は、原則として、ZIP形式で圧縮して送信すること。

(6) 本件に関する担当課

鴨川市観光課 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地

電話：04-7093-7837 FAX：04-7093-7856

E-mailアドレス kanko@city.kamogawa.lg.jp 担当：小柴

附 則

この要領は、公告の日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。